

評議員等報酬規程

社会福祉法人北丹後福祉会

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北丹後福祉会定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「評議員等」をいう）の報酬等について定めるものとする。

(評議員等報酬)

第 2 条 当法人の評議員等の報酬は、支給しないものとする。
ただし、理事長に対してのみ月額 1 万円を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 評議員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人の業務を行う場合は、一律 5,000 円の費用を弁償する。
ただし、施設長等の施設職員の場合は支給しない。
2 交通費は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 29 年 6 月 14 日一部改正